

## 「大学等における知的財産権の積極的活用等について」 意見整理

### I. 大学等における知的財産権の積極的活用

#### I-3. 特許法 69 条 (特許権の効力が及ばない範囲) 1 項の解釈について

##### <意見>

- 大学の生命科学系では、大学というのは物をつくる現場ではなくてミッションが違  
うので、大学が例外になるように検討していただきたい。
- 特許法 69 条の問題は、アメリカでの議論をそのまま日本に持ってくると国力、国  
の産業力という大事な観点が抜けてしまう可能性があるのではないか。
- 実用化に向けての製品評価とか技術評価など地味ではあるが非常に大事な評価  
の部分の研究が解釈によってもものすごく大きく変わるのではないか。
- この 69 条 1 項で特許庁の解釈でやったときに一番影響が出るのは、バイオの分  
野であり、スクリーニング特許、リサーチツール特許はそれがなくては開発ができ  
ないという状況の段階に入っているのではないか。
- 特許権の効力が及ばない範囲については、ある程度日本の中でのガイドラインと  
いうものを明確にして、大学の研究者が日々研究するに当たって安心して行える  
ようにすべきではないか。

##### <取組状況>

###### (特許庁) :

69 条に関しては一般的な解釈を行った判例が存在しないこともあり、昨年、  
産業構造審議会の下部委員会である特許戦略計画関連問題WGにおいて、  
従来から我が国で通説とされている学説を基に、69 条の解釈に関する事実関  
係を整理した (特許庁が新たに 69 条の解釈を行ったわけではない)。上記審議  
会では、欧米、アジア諸国の制度も参考にして、各界有識者によって検討した  
結果、従来から我が国で通説とされている 69 条の解釈に特段の問題はないと  
の結論に至った。

また、今後、大学向けパンフレット「研究成果を特許出願するために」に掲載  
した、この通説の解釈に基づいた考え方を、事例の追加等によってより一層の  
明確化を図っていくこととしている。

また、上記整理を踏まえて、リサーチツールも含めた特許使用の円滑化につ  
いて、プロジェクトチームで議論されると伺っている。

＜意見＞

- 方法の特許、リサーチツールも含めて上流特許は下流側に随分たくさんの改良発明、改良技術がないと事業化していかず年限のかかるものであり、下流側を阻害する可能性もあるというような位置付けにあるのではないか。

＜取組状況＞

(特許庁)：

ご意見の趣旨を必ずしも的確に理解しているわけではないが、上流特許に加え関連する下流特許も併せて網羅的に取得する、いわゆるパテントポートフォリオ戦略の有効性と当戦略に対応した特許庁の取り組み(企業等ニーズに即して、関連する出願をまとめて同時期に審査)について、企業との意見交換等の場において普及啓発しているところ。

＜意見＞

- 最初のコンセプト特許に対してしかるべき権利を確保して、インセンティブを与えるのは非常に重要だが、排他性が強過ぎると実用化レベルで問題が多いのではないか。長期間多くの投資が必要なバイオ分野では、リサーチツール特許という上流の権利が強すぎるにより研究の自由度が阻害される影響は大きいため、この点を解決すべきではないか。

＜取組状況＞

(特許庁)：

昨年、産業構造審議会の下部委員会である特許戦略計画関連問題WGにおいて、上流技術であるリサーチツール特許の利用円滑化を図るとの趣旨で、我が国裁定実施権制度の運用見直し(緩和)という視点から検討したが、TRIPS 協定をベースとした国際協調の維持や我が国の知的財産政策(知財重視)との関係などから、「裁定実施権制度」という視点からのみ拙速に結論を出すべきではなく、慎重な対応が必要との結論に至った。また、考える他の対応策、例えば、研究を目的とする場合のライセンスの活用やそれを促すための指針、国費を原資とする場合の特許発明についての契約ガイドライン策定などの施策が重要である旨指摘された。

＜なお、大学等の研究活動における他者の特許発明の使用円滑化については、PTにおける検討を待ち、その報告を受けて審議を行うこととする。＞